算式Ⅲ

L ＝－ 0.3 ×（o － n）－ 0.34

算式Ⅲの符号

［略］

o　令和５年から令和７年までの各年における転出者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅳ

M ＝ 121.21 ×（q － p）＋ δ

算式Ⅳの符号

［略］

q　令和６年１月１日現在、令和７年１月１日現在及び令和８年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.83 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 4.58 とし、町村にあつては 4.59 とする。

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅴ

N ＝ {0.13 ×（s － r）＋ 1.67} ＋（0.15 × s － 4.16）

{0.13 ×（s － r）＋ 1.67} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とし、（0.15 × s － 4.16）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とする。

算式Ⅴの符号

［略］

s　住民基本台帳関係年報に登載された令和６年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.522 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.033 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳まで

算式Ⅲ

L ＝－ 0.31 ×（o － n）－ 0.26

算式Ⅲの符号

［同左］

o　令和４年から令和６年までの各年における転出者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

M　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅳ

M ＝ 121.21 ×（q － p）＋ δ

算式Ⅳの符号

［同左］

q　令和５年１月１日現在、令和６年１月１日現在及び令和７年１月１日現在における年少者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 3.57 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 4.33 とし、町村にあつては 4.37 とする。

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。）

算式Ⅴ

N ＝ {0.14 ×（s － r）＋ 1.64} ＋（0.15 × s － 4.29）

{0.14 ×（s － r）＋ 1.64} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とし、（0.15 × s － 4.29）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合には、0.5 とする。

算式Ⅴの符号

［同左］

s　住民基本台帳関係年報に登載された令和５年１月１日現在における出生数を、15 歳から 19 歳までの女性人口に 0.051 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、20 歳から 24 歳までの女性人口に 0.555 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、25 歳から 29 歳までの女性人口に 2.097 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、30 歳から 34 歳まで